

# 横浜市立下永谷小学校PTA会則

## 第一章 名称

第一条 本会は横浜市立下永谷小学校PTAと称し事務局を下永谷小学校におく。

## 第二章 目的

第二条 本会は次の事項を目的とする。

- 1、家庭、学校、社会における児童の福祉を増進する。
- 2、家庭生活及び社会生活の水準を高めるために保護者に対して教育を盛んにする。
- 3、家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の教育について保護者と教職員とが聡明なる協力をする。
- 4、保護者と教職員と地域社会との協力を促進し、児童の心身の健全な発達をはかる。
- 5、学校の教育環境の整備をはかる。
- 6、その他児童の教育に必要な援助協力をする。

## 第三章 方針

第三条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第四条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会及び本会の役員はその名において営利的、宗教的、政党的その他本会の事業所以外の活動を目的とする団体及びその事業について、いかなる関係も持ってはならない。

第五条 本会は児童の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第六条 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

第七条 本会は教職員及び教育委員会と学校問題について協議し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提出するが、学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

## 第四章 会員

第八条 1、本会の会員になることのできるのは、学校に在籍する児童の父母又はそれに代わるもの（保護者）と教職員とする。

2、会員はすべての所定の会費を納めて、平等の権利と義務を有する。

## 第五章 会計

第九条 本会の経費は会費、事業収入及び寄附金を以って支弁する。

第十条 本会の月額会費は児童一人につき三百円とする。

第十一条 本会の月額会費を変更する場合は委員総会で原案をつくり、総会で決定する。

第十二条 本会の経費は第二章の目的以外に使用してはならない。

第十三条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員

第十四条 本会の役員は次の通りとする。

- 1、

一、代表	三名（保護者）
二、書記	三名（保護者二名、教職員一名）
三、会計	三名（保護者二名、教職員一名）

2、役員は任期は一か年とする。但し重任を妨げない。

3、役員は任期が満了しても後任役員に引き継ぎを完了するまでは在任する。

4、役員は兼任は認めない。

第十五条 役員は選出は次の方法で行う。

- 1、全保護者にPTA役員選出のための推薦書の配布・回収を行う。
- 2、推薦委員会によって推薦され総会において決定する。
- 3、教職員の書記・会計の選出は学校長に一任する。

## 第七章 役員 の 任 務

第十六条 役員の仕事は次の通りである。

1、代表

イ、代表は本会を代表し会務を総理する。

ロ、代表は総会、実行委員会その他の集会を招集する。但し、推薦委員会及び会計監査委員会を除く。

ハ、代表は推薦委員会及び会計監査委員会を除く他の委員の分属を定め、左各種委員会の代表を任命する。

2、会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、総会において随時その収支を報告し年度末総会に会計監査委員会の監査を経た決算報告をする。

3、書記は総会及び各会議の記事を正確に記録し、その他一切の庶務に当たる。

## 第八章 委 員

第十七条 各種委員は次の方法で選出する。

1、保健・交流、広報の各種委員は学級PTAの会合により学年保護者中から適宜選出する。

2、校外委員は地区別集会により各地区必要数を選出する。

第十八条 会計監査委員は推薦委員によって会員中から三名推薦され総会で決定する。

第十九条 推薦委員は次の方法で選出する。

1、委員総会において委員の互選により六名を選出する。

2、教職員中から互選により一名を選出する。

3、実行委員中から二名を選出する。

## 第九章 集 会

第二十条 集会は総会、役員会、実行委員会、委員総会及び各委員会とする。

第二十一条 総会は次の通り行う。

1、総会は最高の決議機関であって、定時総会、臨時総会とし、その日時、場所及び議題は予め全会員に通告する。

2、総会の定足数は会員の七分の一とし、議決は出席者の多数決による。

3、実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の七分の一以上の要求があった場合には、代表は、臨時総会を招集する。

4、年度末総会は書面による合意で議決できる。

第二十二条 役員会及び各種委員会は必要に応じて随時に開く。

## 第十章 実 行 委 員 会

第二十三条 実行委員会は本会の役員、各種委員会の代表、教職員若干名を以って構成する。

第二十四条 実行委員の仕事は次の通りである。

1、役員会において重要と認めた懸案の提議を受けた場合はこれを審議協力する。

2、各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。

3、年度予算案を審議し健全な財政の経営に協力する。

4、必要ある場合は特別委員会を設ける。

第二十五条 実行委員会は毎月一回開くのを原則とする。

第二十六条 実行委員会は委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

## 第十一章 委 員 会

第二十七条 委員会は各種委員会、推薦委員会、会計監査委員会及び特別委員会とし各種委員会の代表はその委員会で互選する。

第二十八条 各種委員会には保健・交流、広報、校外の三委員会がある。

## 第 十 二 章 委 員 会 の 任 務

- 第二十九条 保健・交流委員会は会員の保健衛生に関する事業を立案し実施、及び、学校・地域・保護者の交流をはかることに協力する。
- 第三十条 広報委員会は会員や関係団体に対し広報活動に努める。
- 第三十一条 校外委員会は児童の校外生活の安全のために活動する。
- 第三十二条 会計監査委員会は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第三十三条 推薦委員会は役員、会計監査委員候補者を推薦し、公示後総会の承認を得るまで、その任を負う。

## 第 十 三 章 改 正

- 第三十四条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成によって改正することができる。
- 第三十五条 この会則は平成十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月六日の総会により一部改正（加筆）  
平成二十四年三月二日の総会により一部改正（加筆）  
平成二十四年十一月二日の総会により一部改正（加筆）  
平成二十五年十二月十日の総会により一部改正（加筆）  
平成二十八年十一月一七日の総会により一部改正（加筆）  
平成二十九年五月一六日の総会により一部改正（加筆）  
平成三十年十月三十一日の総会により一部改正（加筆・削除）  
令和元年五月十日の総会により一部改正（加筆）

## 付 則

### 慶弔規定

- 一、児童・会員および教職員の親子・配偶者が死亡したときは下の金額を添えて弔意を表する。（但し、あくまでもご本人の意志を尊重することとする）
  - ・会員・児童および教職員 10,000円
  - ・教職員の親子・配偶者 5,000円
- 二、教職員が転退職したときは、記念品を贈る。
- 三、役員・実行委員が退任・退会するときは感謝の意を表する。
- 四、上三項目以外の場合および三項目に係わる特別な場合は役員会・実行委員会において決めることができる。
- 五、この付則は、平成元年四月一日から施行する。

平成二十六年に一部改正（加筆）  
平成三十年に一部改正（加筆・削除）

# 下永谷小学校PTA組織図

